



山形県公報

平成20年3月28日(金)
第1929号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                              |                   |
|----------------------------------------------|-------------------|
| 山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則.....                | ( 学術振興課 ) ..478   |
| 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則..... | ( 健康福祉企画課 ) ..481 |
| 山形県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則.....              | ( 児童家庭課 ) ..483   |
| 山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則.....           | ( 産業政策課 ) ... 同   |
| 山形県海面漁業調整規則の一部を改正する規則.....                   | ( 生産技術課 ) ..484   |
| 山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則.....                       | ( 警察本部 ) ..487    |

### 訓 令

|                                               |               |
|-----------------------------------------------|---------------|
| 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令.....                      | ( 総務課 ) ..492 |
| 山形県公印規程の一部を改正する訓令.....                        | ( 同 ) ..493   |
| 山形県職員服務規程の一部を改正する訓令.....                      | ( 人事課 ) ... 同 |
| 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令.....               | ( 同 ) ..495   |
| 山形県立の大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を改正する訓令..... | ( 同 ) ..497   |
| 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令.....                  | ( 同 ) ..498   |

### 告 示

|                                                 |                       |
|-------------------------------------------------|-----------------------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....                          | ( 健康福祉企画課 ) ..499     |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....                       | ( 同 ) ..500           |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....                          | ( 同 ) ... 同           |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....                       | ( 同 ) ... 同           |
| 生活保護法による指定介護機関の変更の届出.....                       | ( 同 ) ..501           |
| 山形県国民健康保険団体連合会の規約の変更の届出.....                    | ( 長寿社会課 ) ..502       |
| 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程.....                 | ( 同 ) ... 同           |
| 山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日.....                    | ( 産業政策課 ) ..503       |
| 山形県産業創造支援センターの利用料金.....                         | ( 同 ) ... 同           |
| 種畜証明書の交付.....                                   | ( エコ農業推進課 ) ..504     |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                              | ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ... 同 |
| 基本測量の終了の通知.....                                 | ( 管理課 ) ..505         |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....                        | ( 都市計画課 ) ... 同       |
| 道路の区域の変更.....                                   | ( 村山総合支庁建設総務課 ) ... 同 |
| 県道の供用の開始.....                                   | ( 同 ) ..506           |
| 同.....                                          | ( 同 ) ... 同           |
| 道路の区域の変更.....                                   | ( 最上総合支庁建設総務課 ) ... 同 |
| 同.....                                          | ( 同 ) ..507           |
| 同.....                                          | ( 同 ) ... 同           |
| 一般国道の供用の開始.....                                 | ( 同 ) ... 同           |
| 道路の区域の変更.....                                   | ( 庄内総合支庁建設総務課 ) ..508 |
| 昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約) |                       |

約款及び物件購入契約約款)の一部改正.....(出納局)... 同

議会関係

訓令

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令..... 同

山形県議会公印規程の一部を改正する訓令.....510

教育委員会関係

規則

指導改善研修に関する規則..... 同

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則.....519

公安委員会関係

告示

山形県暴力追放運動推進センターの変更の届出.....520

企業局関係

規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程等の一部を改正する規程..... 同

山形県企業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程.....521

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程.....522

病院事業局関係

規程

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程.....526

公 告

山形県感染症予防計画の変更の公表.....(保健業務課)... 同

県営住宅入居者の一般公募.....(村山総合支庁建築課)... 同

一般競争入札の公告.....(公安委員会)...528

正 誤

規 則

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第48号

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則

山形県立米沢女子短期大学学則(昭和48年3月県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第7条の2中「除く。」を「除く。以下この条において同じ。)(第2号ホに掲げる学科にあつては、授業科目、その単位数及び学修時間並びに当該授業科目が対応する栄養士法施行規則(昭和23年厚生省令第2号)別表第1に掲げる教育内容」に改める。

第22条第5号中「第69条第3号」を「第150条第3号」に改め、同条第6号中「第69条第4号」を「第150条第4号」に改める。

別表第1中

|   |   |   |   |   |   |   |    |        |
|---|---|---|---|---|---|---|----|--------|
| 「 | 国 | 際 | 関 | 係 | 論 | 2 | 30 | 」を     |
| 「 | 国 | 際 | 関 | 係 | 論 | 2 | 30 | 」に改める。 |
|   | 現 | 代 | 社 | 会 | 論 | 2 | 30 |        |

別表第3を次のように改める。

別表第3

専門科目(英語英文学科)

| 授 業 科 目             | 単 位 数 |     | 学 修 時 間<br>(時間) |
|---------------------|-------|-----|-----------------|
|                     | 必 修   | 選 択 |                 |
| 基 礎 英 語 表 現         | 2     |     | 30              |
| 基 礎 英 語 表 現         | 2     |     | 30              |
| 発 展 英 語 表 現         |       | 2   | 30              |
| 発 展 英 語 表 現         |       | 2   | 30              |
| 英 会 話               | 2     |     | 30              |
| 英 会 話               | 2     |     | 30              |
| 英 会 話               |       | 2   | 30              |
| 英 会 話               |       | 2   | 30              |
| リ ー デ ィ ン グ         |       | 2   | 30              |
| リ ー デ ィ ン グ         |       | 2   | 30              |
| リ ー デ ィ ン グ         |       | 2   | 30              |
| リ ー デ ィ ン グ         |       | 2   | 30              |
| E ー ジ ネ ス ニ ン グ     |       | 2   | 30              |
| ピ ジ ネ ス ニ ン グ       |       | 2   | 30              |
| リ ス ニ ン グ           |       | 2   | 30              |
| リ ス ニ ン グ           |       | 2   | 30              |
| リ ス ニ ン グ           |       | 2   | 30              |
| 時 事 英 語             |       | 2   | 30              |
| 検 定 英 語 講 座         |       | 2   | 30              |
| イ ギ リ ス 文 学 史       |       | 2   | 30              |
| ア メ リ カ 文 学 史       |       | 2   | 30              |
| イ ギ リ ス 文 学 作 品 研 究 |       | 2   | 30              |
| ア メ リ カ 文 学 作 品 研 究 |       | 2   | 30              |
| 英 米 児 童 文 学 作 品 研 究 |       | 2   | 30              |
| 英 米 文 学 講 読         |       | 2   | 30              |
| 英 米 文 学 講 読         |       | 2   | 30              |
| 英 米 文 学 演 習         |       | 2   | 60              |
| 英 米 文 学 演 習         |       | 2   | 60              |
| 英 語 学 演 習           |       | 2   | 60              |

|                |   |    |
|----------------|---|----|
| 英語学演習          | 2 | 60 |
| 英語学演習          | 2 | 60 |
| 英語学演習          | 2 | 60 |
| 英文法            | 2 | 30 |
| 英文法            | 2 | 30 |
| 英語学入門          | 2 | 30 |
| 英語学入門          | 2 | 30 |
| 英語学入門          | 2 | 30 |
| 英語音声学          | 2 | 30 |
| 異文化間コミュニケーション論 | 2 | 30 |
| 言語とコミュニケーション論  | 2 | 30 |
| 英米文化論          | 2 | 30 |
| 西洋史論           | 2 | 30 |
| 日本文化論          | 2 | 30 |
| 異文化理解          | 2 | 30 |
| 異文化理解          | 2 | 30 |
| 卒業研究           | 4 |    |

別表第6を次のように改める。

別表第6

専門科目(健康栄養学科)

| 授業科目          | 単位数 |    | 学修時間<br>(時間) | 栄養士法施行規則<br>別表第1に掲げる<br>教育内容 |
|---------------|-----|----|--------------|------------------------------|
|               | 必修  | 選択 |              |                              |
| 健康生理・健康管理概論   | 2   |    | 30           | 社会生活と健康                      |
| 公衆衛生学         |     | 2  | 30           |                              |
| 健康運動科学(実技を含む) |     | 2  | 45           |                              |
| スポーツ文化論       |     | 2  | 30           |                              |
| 社会福祉概論        |     | 2  | 30           |                              |
| 生物有機化学        | 2   |    | 30           | 人体の構造と機能                     |
| 解剖生理学         |     | 2  | 30           |                              |
| 解剖生理学         |     | 2  | 30           |                              |
| 解剖生理学実習       |     | 1  | 45           |                              |
| 運動生理学         |     | 2  | 30           |                              |
| 生化学           |     | 2  | 30           |                              |
| 生化学           |     | 2  | 30           |                              |
| 生化学実験学        |     | 1  | 45           |                              |
| 病理学           |     | 2  | 30           |                              |
| 食品学(食品加工を含む)  | 2   |    | 30           | 食品と衛生                        |
| 食品機能論         |     | 2  | 30           |                              |
| 食品学実験(基礎)     |     | 1  | 45           |                              |
| 食品学実験(応用)     |     | 1  | 45           |                              |
| 食品衛生学         |     | 2  | 30           |                              |
| 食品衛生学実験       |     | 1  | 45           |                              |
| 基礎栄養学         | 2   |    | 30           | 栄養と健康                        |
| 応用栄養学         |     | 2  | 30           |                              |
| 栄養学実習         |     | 1  | 45           |                              |
| 栄養学実験         |     | 1  | 45           |                              |

|                   |   |   |    |           |
|-------------------|---|---|----|-----------|
| 臨 床 栄 養 学 概 論     |   | 2 | 30 |           |
| 臨 床 栄 養 学 実 習     |   | 1 | 45 |           |
| 健 康 運 動 栄 養 論     |   | 2 | 30 |           |
| 食 生 活 論           | 2 |   | 30 |           |
| 栄 養 指 導 論         |   | 2 | 30 |           |
| 栄 養 指 導 実 習       |   | 1 | 45 | 栄 養 の 指 導 |
| 栄 養 指 導 実 習       |   | 1 | 45 |           |
| 学 校 栄 養 教 育 論     |   | 2 | 30 |           |
| 栄 養 情 報 処 理 演 習   |   | 2 | 30 |           |
| 公 衆 栄 養 学 概 論     |   | 2 | 30 |           |
| 調 理 学 論           | 2 |   | 30 |           |
| 給 食 計 画 ・ 給 食 実 務 |   | 2 | 30 |           |
| 給 食 管 理 実 習       |   | 1 | 45 |           |
| 給 食 管 理           |   | 1 | 15 |           |
| 校 外 実 習           |   | 1 | 45 |           |
| 校 外 実 習           |   | 1 | 45 |           |
| 基 礎 調 理 学 実 習     |   | 1 | 45 |           |
| 基 礎 調 理 学 実 習     |   | 1 | 45 |           |
| 応 用 調 理 学 実 習     |   | 1 | 45 |           |
| 調 理 科 学 論         |   | 2 | 30 |           |
| 食 文 化 論           |   | 2 | 30 |           |
| 健 康 栄 養 演 習       | 2 |   | 30 |           |
| 卒 業 研 究           | 2 |   |    |           |

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 改正後の別表第 1 及び別表第 3 の規定は、平成20年度以後において山形県立米沢女子短期大学 (以下「短大」という。)に入学する者 (次項に規定する転入学者等を除く。)について適用する。
- 3 この規則の施行の日の前日において短大に在学する者及び転入学者等 (平成20年度以後において転入学等により当該在学する者の属する学年に在学することとなる者をいう。)に係る授業科目並びにその単位数及び学修時間については、改正後の別表第 1 及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第49号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則 (昭和48年 3月県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「診療報酬の算定方法 (平成18年厚生労働省告示第92号)」を「診療報酬の算定方法 (平成20年厚生労働省告示第59号)」に改める。

別表を次のように改める。

## 別表

| 項 目                       |                         |         | 単 位     | 金 額    |        |
|---------------------------|-------------------------|---------|---------|--------|--------|
| 微生物学的検査                   | 培養検査                    | 腸内細菌    | 業者      | 1 件    | 880円   |
| 食品検査                      | 成分規格検査                  | 添加物     |         | "      | 10,880 |
|                           |                         | その他     |         | "      | 14,110 |
|                           | 定性分析試験                  | 普通成分    |         | 1 成分   | 2,800  |
|                           |                         | 特殊成分    |         | "      | 7,640  |
|                           | 定量分析試験                  | 普通成分    | 簡易なもの   | "      | 6,770  |
|                           |                         |         | 複雑なもの   | "      | 13,940 |
|                           |                         | 特殊成分    |         | "      | 45,590 |
|                           | 微生物学的検査                 | 一般細菌    |         | 1 種目   | 3,990  |
| 特殊細菌                      |                         | "       | 6,820   |        |        |
| 環境検査                      | 土壌底質等検査                 | 普通成分    | 簡易なもの   | 1 成分   | 2,700  |
|                           |                         |         | 複雑なもの   | "      | 10,160 |
|                           |                         | 特殊成分    |         | "      | 47,980 |
|                           | 微生物学的検査                 | 一般細菌    |         | 1 種目   | 3,990  |
|                           |                         | 特殊細菌    |         | "      | 6,820  |
| 水質検査                      | 定量分析試験                  | 普通成分    | 簡易なもの   | 1 成分   | 2,140  |
|                           |                         |         | 複雑なもの   | "      | 7,930  |
|                           |                         | 特殊成分    |         | "      | 35,060 |
|                           | 微生物学的検査                 | 一般細菌    |         | 1 種目   | 3,990  |
|                           |                         | 特殊細菌    |         | "      | 6,820  |
| 温泉分析試験                    | 小分析試験                   |         | 1 件     | 22,730 |        |
|                           | 中分析試験                   |         | "       | 68,430 |        |
|                           | ラジウムエマナチオン測定            |         | "       | 7,230  |        |
| 医薬品、医薬部外品、化粧品、劇毒物、衛生材料等試験 | 日本薬局方及び医薬品製造承認書等による規格試験 | 性状試験    |         | "      | 1,550  |
|                           |                         | 示性値測定試験 |         | 1 項目   | 2,370  |
|                           |                         | 確認試験    |         | "      | 4,380  |
|                           |                         | 純度試験    |         | "      | 6,160  |
|                           |                         | 定量試験    | 簡易なもの   | 1 件    | 4,360  |
|                           |                         |         | 複雑なもの   | "      | 9,160  |
|                           |                         |         | 特に複雑なもの | "      | 42,130 |
|                           |                         | 乾燥減量試験  |         | "      | 2,100  |
|                           |                         | 強熱残分試験  |         | "      | 2,680  |
|                           |                         | その他の試験  |         | 1 項目   | 6,950  |
|                           | 定性分析試験                  | 普通成分    |         | 1 成分   | 4,160  |
|                           |                         | 特殊成分    |         | "      | 8,070  |
|                           | 定量分析試験                  | 普通成分    |         | "      | 5,440  |
|                           |                         | 特殊成分    |         | "      | 12,530 |
|                           | 微生物学的検査                 | 無菌試験    |         | 1 件    | 6,400  |
| その他                       |                         | "       | 4,830   |        |        |
| 温泉小、中分析試験成績書の謄本の交付        |                         |         | 1 通     | 4,400  |        |
| 診断書、成績書の謄本、証明書等の交付        | 診断書の交付                  |         | "       | 840    |        |
|                           | 成績書の謄本、証明書等の交付          |         | "       | 630    |        |

(注) この表において「業者」とは、飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務に従事する者及び水道法(昭和32年法律第177号)第21条第1項に規定する水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者並びにこれらに準ずる者をいう。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第50号

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和39年12月県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 登記事項証明書

別記様式第11号及び別記様式第13号中

|         |                                                                         |           |     |    |                |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|----|----------------|
| 償 還 方 法 | 元利均等償還<br>円ずつ                                                           | 年賦<br>回償還 | 半年賦 | 月賦 | を<br><br>に改める。 |
| 違 約 金   | 正当な理由なく支払期日までに償還しない場合、支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じ、元利金に年パーセントの割合で計算した額が加算されます。 |           |     |    |                |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第51号

山形県産業創造支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業創造支援センター条例施行規則(平成11年5月県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条の見出しを「(開館時間)」に改め、同条第1項中「利用時間は」を「開館時間は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同条第2項中「所長」を「知事」に、「利用時間」を「開館時間」に改め、同条を第2条とする。

第4条第1項中「休館日は」を「休館日は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同項第1号中「又は」を「及び」に改め、同条第2項中「所長」を「知事」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項及び第2項中「者は」を「者は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に、「所長」を「知事」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「所長」を「知事」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「現状」を「原状」に改め、同条中「第4条」を「第4条(条例第9条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の額)

第7条 条例第5条第1項に規定する知事が定める額は、別表のとおりとする。

第8条中「所長」を「知事」に改め、第9条を削る。

別表1 施設の項の表中

|  |          |          |        |  |   |
|--|----------|----------|--------|--|---|
|  | 81平方メートル | 121,500円 | 4,000円 |  | を |
|--|----------|----------|--------|--|---|

|        |           |          |        |        |          |
|--------|-----------|----------|--------|--------|----------|
|        | 81平方メートル  | 121,500円 | 4,000円 |        |          |
| 多目的ホール | 190平方メートル |          |        | 2,200円 | に、       |
| 視聴覚室   | 158平方メートル |          |        | 1,800円 |          |
|        | 162平方メートル |          |        | 1,800円 | を        |
|        | 162平方メートル |          |        | 1,800円 | に改め、同表の備 |
| 指定駐車場  | 12平方メートル  | 3,000円   | 100円   |        |          |

考中「及び新規創業室」を「、新規創業室及び指定駐車場」に改め、同備考を同備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 研究開発室又は新規創業室の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

別表2設備の項の表中

|      |             |         |      |       |
|------|-------------|---------|------|-------|
| 入力設備 | カラスキャナー     | 入力1回当たり | 360円 |       |
|      | カラーレーザープリンタ |         | 60円  | を     |
|      | 高精細カラープリンタ  |         | 460円 |       |
|      | カラーレーザープリンタ |         | 60円  | に改める。 |

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「山形県産業創造支援センター所長」を「山形県知事」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表産業創造支援センター所長の項を削る。

山形県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第52号

山形県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第9号から第11号までに掲げる」を「第8号から第10号までに規定する」に改める。

第6条中「第1条第2項各号」を「第1条第1項各号」に改め、同条の表中

|                              |   |   |         |         |       |
|------------------------------|---|---|---------|---------|-------|
| 「<br>手繰第一種漁業<br>機船手繰網漁業<br>」 | を | 「 | 手繰第一種漁業 | 機船手繰網漁業 | に改める。 |
|                              |   | 」 | 手繰第三種漁業 | 貝けた網漁業  |       |

第7条を次のように改める。

(漁業の許可)

第7条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第10号までに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第8号、第9号又は第12号に規定するものにあつては、法第8条第1項の規定により漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有する当該漁業協同組合の組合員が、第8号、第9号又は第12号に掲げる漁業の方法により当該権利に係る漁業を営む場合は、この限りでない。

- (1) 小型まき網(総トン数5トン未満の船舶を使用する漁業において使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。)
- (2) 機船船びき網(以下当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。)
- (3) ごち網(以下当該漁業の方法による漁業を「ごち網漁業」という。)
- (4) さし網(第9号に掲げるものを除く。以下当該漁業の方法による漁業を「さし網漁業」という。)
- (5) はえなわ(たらの採捕を目的とするもの及び総トン数10トン以上の動力漁船を使用してますの採捕を目的とするものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「はえなわ漁業」という。)
- (6) しき網(以下当該漁業の方法による漁業を「しき網漁業」という。)
- (7) しいらづけ(以下当該漁業の方法による漁業を「しいらづけ漁業」という。)
- (8) かご(以下当該漁業の方法による漁業を「かご漁業」という。)
- (9) 固定式さし網(以下当該漁業の方法による漁業を「固定式さし網漁業」という。)
- (10) 小型いかつり(総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船を使用してするめいかの採捕を目的とするものに限る。当該漁業の方法による漁業を「小型いかつり漁業」という。)
- (11) 潜水器(簡易潜水器を含む。以下当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。)
- (12) 小型定置(以下当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。)
- (13) 張網(以下当該漁業の方法による漁業を「張網漁業」という。)

第8条第1項中「第11号までに掲げる」を「第10号までに規定する」に改める。

第13条第1項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第23条第1項第1号中「申請書」を「申請者」に改める。

第25条第1項中「掲げる漁業及び」を「規定する漁業及び」に改める。

第37条を次のように改める。

(漁業の禁止)

第37条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。

- (1) 空つりこぎ
- (2) 総トン数10トン未満の動力漁船により行うさけ・ますはえなわ(次の表の左欄に掲げる区域において同表の右欄に掲げる期間に行うものを除く。)

| 区 域                                                                                                                                                          | 期 間           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 東経138度59分48秒以東の北緯40度10秒の線、北緯39度10分10秒以北の東経138度59分48秒の線、北緯39度10分10秒東経138度59分48秒の点から北緯38度40分10秒東経137度59分48秒の点に至る線、東経137度59分48秒の線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域のうち山形県地先海域 | 1月1日から5月15日まで |

第37条の2を削る。

第38条及び第39条を次のように改める。

(漁具漁法の禁止)

第38条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) さし網によりいしなぎを採捕する漁法

第39条 削除

第42条を次のように改める。

第42条 削除

第54条を次のように改める。

(漁獲成績報告書の提出)

第54条 次に掲げる漁業の許可を受けた者は、当該漁業ごとに、毎月の漁獲成績報告書を、翌月の15日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業に限る。)
- (2) 小型まき網漁業
- (3) 機船船びき網漁業
- (4) ごち網漁業
- (5) さし網漁業
- (6) はえなわ漁業
- (7) しき網漁業
- (8) しいらづけ漁業
- (9) かご漁業
- (10) 固定式さし網漁業(さめ及びたらの採捕を目的とするものに限る。)
- (11) 潜水器漁業
- (12) 小型定置漁業
- (13) 張網漁業

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

第55条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「第7条、」を削り、「から第40条まで」を「第36条、第38条、第40条」に改め、「、42条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山形県海面漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第7条又は第21条の規定による許可又は認可(以下「旧許可等」という。)を受けている者は、旧許可等の有効期間が満了するまでは、それぞれ改正後の山形県海面漁業調整規則(以下「新規則」という。)第7条又は第21条の規定による許可又は認可を受けた者とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第8条又は第21条の規定によりなされている漁業の許可の申請又は起業の認可の申請は、それぞれ新規則第8条又は第21条の規定によりなされた漁業の許可の申請又は起業の認可の申請とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則第17条の規定により許可証の書換え交付の申請がなされている場合は、当該申請をした者は、当該許可の有効期間が満了するまでは、変更後の記載事項について新規則第7条の規定による許可を受けた者とみなす。

5 前項の申請に係る許可証の書換え交付については、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に旧規則第37条の2、第38条又は第42条の規定の適用を受ける漁業を営んでいる者に対するこれらの規定の適用については、その者が当該漁業に関し新規則第7条の規定による許可を受けるまでの間は、なお従前の例による。

7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則の一部改正)

8 山形県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行に関する規則(平成8年12月県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第7条第10号」を「第7条第9号」に改める。

山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則をここに公布する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第53号

山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則

（目的等）

第1条 この規則は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い、若しくは障害が残った者に対し生活資金の貸付けを行うことにより、これらの者の経済的負担の早期の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（生活資金の貸付け）

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、次の各号のいずれにも該当する者（遺族が複数いる場合は、主として被害者の収入により生計を維持していた者1人に限る。）に対し、生活資金を無利子で貸し付けることができる。

- (1) 法第4条の規定により犯罪被害者等給付金の支給を受けることができる者（法第5条第1項第3号に該当する者を除く。）であって、公安委員会に犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請をし、又はしようとするもの
- (2) 次のいずれかに該当する者
  - イ 犯罪被害の原因となった犯罪行為（以下「犯罪行為」という。）が行われた時において、県内に住所を有していた被害者
  - ロ 犯罪行為により死亡した者（犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者に限る。）の遺族
  - ハ 犯罪行為により死亡した者の遺族（犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者に限る。）
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する保護を受けていない者

2 貸付けは、1の犯罪被害につき1回に限る。

（貸付限度額）

第4条 生活資金の貸付限度額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- (1) 生活資金の貸付けを受けようとする者（以下「申込者」という。）が貸付けの申込みの時において犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請をした場合に見込まれる犯罪被害者等給付金の支給額（以下「給付金見込額」という。）が30万円以上の場合 30万円
- (2) 給付金見込額が30万円未満の場合（不支給の見込みである場合を除く。） 給付金見込額（申込者が知事が適当と認める保証人（以下「保証人」という。）を立てるときは、30万円）

（保証人）

第5条 保証人は、生活資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

（貸付けの申込み）

第6条 申込者は、次の表の左欄に掲げる申込者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて、犯罪被害者等生活資金貸付申込書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

| 申 込 者 | 書 類                                                                                                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 遺 族   | (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類<br>(2) 申込者の氏名、生年月日、本籍及び被害者との続柄に関する市区町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書<br>(3) 申込者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類 |

|     |                                                                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | (4) 犯罪行為が行われた当時、被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類<br>(5) 被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類<br>(6) 申込者の印鑑登録証明書                      |
| 被害者 | (1) 負傷し、又は疾病にかかった日、入院及び加療の見込期間並びに負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書<br>(2) 犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての被害者負担額を証明することができる書類<br>(3) 申込者の戸籍謄本及び印鑑登録証明書 |

2 申込者が保証人を立てようとするときは、前項の書類のほか、当該保証人となろうとする者の戸籍謄本、印鑑登録証明書及び所得証明書を提出しなければならない。

3 犯罪被害者等生活資金貸付申込書の提出は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から1年以内にしなければならない。

（貸付けの決定）

第7条 知事は、犯罪被害者等生活資金貸付申込書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けを決定し、その旨を申込者に通知するものとする。

（借用書）

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、犯罪被害者等生活資金借用書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（償還）

第9条 貸付金の償還期限（以下「償還期限」という。）は次の各号のいずれか早い日とし、償還方法は全額一時払いとする。

- (1) 借受人が犯罪被害者等給付金の支給を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日
- (2) 借受人が損害賠償又は法第7条第1項に規定する給付等（これらの額が貸付金の額以上の場合に限る。以下「損害賠償等」という。）を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該借受人に対し、速やかに当該貸付金の全部につき、一時償還を請求するものとする。

- (1) 借受人が法第10条第1項の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請をしなかったとき。
- (2) 法第6条の規定により、犯罪被害者等給付金の全部が支給されなかったとき。

（償還期限の延長）

第10条 知事は、借受人が災害その他やむを得ない理由により償還期限までに生活資金を償還することが困難であると認めるときは、当該償還期限を延長することができる。

2 借受人は、償還期限の延長を申請しようとするときは、当該償還期限の20日前までに、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）別記様式第135号の履行延期申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、履行延期申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、償還期限を延長することが適当であると認めるときは、当該償還期限の延長を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（貸付けの決定の取消し）

第11条 知事は、借受人が偽りその他不正の手段により生活資金の貸付けを受けたときは、当該借受人に対し、速やかに貸付金の全部につき、償還期限が到来する前に一時償還を請求するものとする。

（報告の義務）

第12条 借受人は、犯罪被害者等給付金の支給又は損害賠償等を受けたときは、当該犯罪被害者等給付金の支給又は損害賠償等を受けた日の翌日から起算して7日を経過する日までにこれらの事実を証する書面を知事に提出しなければならない。

（保証人の変更）

第13条 借受人は、保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 保証人変更承認申請書には、新たに保証人となろうとする者の戸籍謄本、印鑑登録証明書及び所得証明書を添付しなければならない。

（変更等の届出）

第14条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。
  - (2) 保証人が死亡し、又は保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (書類の経由)

第15条 この規則により知事に提出する書類は、正副2部とし、申込者の住所地(申込者が犯罪行為により死亡した者の遺族であって、県外に住所を有する場合は、当該死亡した者の住所地)を管轄する警察署長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

申込者

住 所

氏 名

印

犯罪被害者等生活資金貸付申込書

山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則に基づき、下記のとおり生活資金の貸付けを受けたいので関係書類を添えて申し込みます。

記

|             |                |            |                 |               |     |      |
|-------------|----------------|------------|-----------------|---------------|-----|------|
| ふりがな<br>氏名  | 年 月 日生( 歳)     | 被害者の<br>続柄 | 被害者<br>( )<br>の |               |     |      |
| 本 籍         |                | 電 話        | 固定              | - -           |     |      |
| 住 所         |                |            | 携帯              | - -           |     |      |
| 職 業         |                | 収 入 月 額    |                 | 円             |     |      |
| 借入申請額       | 円              | 申 込 みの理由   |                 |               |     |      |
| 家 族 状 況     | 氏 名            | 年齢         | 続柄              | 同・別居          | 職 業 | 収入月額 |
|             |                |            |                 |               |     |      |
|             |                |            |                 |               |     |      |
|             |                |            |                 |               |     |      |
| 保 証 人 の 状 況 | 氏 名<br>生 年 月 日 | 年 月 日生( 歳) |                 | 申 込 者 と の 続 柄 |     |      |
|             | 住 所            |            |                 | 収 入 月 額       |     |      |
|             | 職 業            | 電 話        |                 | 主 な 資 産       |     |      |
| 備 考         |                |            |                 |               |     |      |

様式第2号

犯罪被害者等生活資金借用書

金 額 金 円也

上記の金額を借用いたしました。

償還については、山形県犯罪被害者等生活資金貸付規則の定めるところにより、相違なく償還します。

年 月 日

借 受 人 住所  
氏名

印

山形県知事 殿

上記の借入について連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所  
氏名

印

貸付番号

第

号

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

印

保証人変更承認申請書

年 月 日付けで借用した犯罪被害者等生活資金の保証人について、下記のとおり変更承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

|      |     |  |
|------|-----|--|
| 貸付番号 | 第 号 |  |
| 借入金額 | 金 円 |  |
| 旧保証人 | 住 所 |  |
|      | 氏 名 |  |

保証人の変更を必要とする理由

.....

.....

.....

|      |     |            |  |         |  |
|------|-----|------------|--|---------|--|
| 新保証人 | 氏 名 | 年 月 日生( 歳) |  | 申込者との続柄 |  |
|      | 住 所 |            |  | 収入月額    |  |
|      | 職 業 | 電話         |  | 主な資産    |  |

上記の借入について連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所  
氏名

印

## 訓 令

### 山形県訓令第8号

庁 中  
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程(昭和43年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第47条の2」を「第47条の3」に、「第3章 出先機関の文書の管理(48条)」を「第3章 出先機関の文書の管理(第48条) 第4章 雑則(第49条)」に改める。

第2条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 電子決裁システム 文書の決裁、保存等を行うための電子情報処理組織をいう。

第8条第3項中「審査し、」を「審査し、山形県公印規程(昭和35年4月県訓令第12号)第7条第4項に規定する審査を行い、並びに」に改める。

第21条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用して文書の起案をするときは、起案用紙を用いることを要しない。

第25条第1項第2号中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改める。

第30条第1項第2号中「記号」を「記号(電子決裁システムを使用した文書にあつては、電子決裁システムにより付される記号)」に改め、同条第2項中「次」を「同項第3号に掲げる文書で次」に、「文書は」を「ものは」に改め、同項第3号中「前項第3号に掲げる文書でその」を「文書の」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 電子決裁システムを使用した文書 電子決裁システムにより付される記号及び番号を用いる方法

第32条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁システムその他の電子情報処理組織により番号が付されるときは、文書番号簿に転記することを要しない。

第34条第1項中「(昭和35年4月県訓令第12号)」を削る。

第39条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用した決裁文書は、電子決裁システムを使用して、事務内容の別による区分に従い分類し、及び保存するものとする。

第40条第1項中「の各号」を削り、同項ただし書中「必要」を「主務課長は、必要」に改め、「文書主管課長の承認を得て」を削り、同条中第3項を第5項とし、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 主務課長は、前項ただし書の規定により文書の保存年限を変更したときは、速やかにその旨を文書主管課長に届け出なければならない。

3 文書主管課長は、必要があると認めるときは、主務課長に対し文書の保存年限について指示し、又は当該保存年限を変更することができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(文書分類表の整備)

第40条の2 主務課長は、第39条第2項に規定する簿冊及び同条第3項の規定による分類に付す標準的な名称(以下「標準簿冊名等」という。)を定めるものとする。

2 主務課長は、標準簿冊名等を系統的に整理した表(以下「文書分類表」という。)を作成するものとする。

3 主務課長は、前項の規定により文書分類表を作成したときは、速やかに当該文書分類表を文書主管課長に提出しなければならない。

4 文書主管課長は、必要があると認めるときは、主務課長に対し文書分類表について指示し、又は当該文書分類表を変更することができる。

第41条中「前条第1項」を「第40条第1項」に改める。

第2章第5節中第47条の2の次に次の1条を加える。

(文書の移管)

第47条の3 主務課長は、分掌する事務を分掌しないこととなつたとき(当該事務が廃止されたときを除く。)は、速やかに当該事務を新たに分掌する者に当該事務に係る文書を移管しなければならない。

第48条第1項及び第2項中「、第40条第1項」を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

(文書の管理の特例)

第49条 主務課長は、文書の管理について、前2章の規定により難しいものがあるときは、あらかじめ文書主管課長の承認を得て特例を設けることができる。

2 主務課長は、前項の規定により設けた特例を廃止するときは、あらかじめ文書主管課長にその旨を届け出なければならない。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

#### 山形県訓令第9号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程(昭和35年4月県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第2項」を「第2項又は第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、山形県文書管理規程(昭和43年4月県訓令第7号)第2条第4号に規定する電子決裁システムを使用して決裁を受けた文書に公印を使用しようとする者は、同号に規定する電子決裁システムを使用して同訓令第8条第1項に規定する文書取扱主任者の審査を受け、及び当該審査を受けた文書を管理者に呈示して、その確認を受けなければならない。

5 前項の審査は、書式、形式及び字句が適正であるかどうかについて行うものとし、同項の確認は、公印を押なつする文書が同項の審査を受けたものであるかどうかについて行うものとする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

#### 山形県訓令第10号

庁 中  
各 公 所

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県職員服務規程(昭和37年4月県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

庁 中

出 先 機 関

第1条中「及び」を「、」に、「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の

規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」に改める。

第6条第1項中「)及び」を「)(山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。))及び第29条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び」に改め、同項第1号中「職員」を「職員(育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。))を除く。))」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同号口中「常勤」を「他」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員等

イ 勤務時間の割振り 承認を受けた育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該短時間勤務)の内容に従い、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で所属長が別に定める。

ロ 休憩時間及び休息時間 イの規定により定める1日の勤務時間に応じて、他の職員との均衡を考慮して所属長が別に定める。

第6条第2項中「)及び」を「)(育児休業条例第19条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。))及び第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び」に改め、同項第1号中「職員」を「職員(育児短時間勤務職員等を除く。))」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同号口中「常勤」を「他」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員等

イ 勤務時間の割振り 承認を受けた育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該短時間勤務)の内容に従い、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で学長が別に定める。

ロ 休憩時間及び休息時間 イの規定により定める1日の勤務時間に応じて、他の職員との均衡を考慮して学長が別に定める。

第6条第3項中「文化環境部の県民文化課若しくは女性青少年政策室」を「文化環境部県民文化課」に改める。

第11条第1項中「規定」を「規定(育児休業条例第18条及び第19条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。))並びに第30条及び第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。))」に改める。

別記様式第5号中

|    |      |    |          |   |   |   |   |       |   |   |   |    |
|----|------|----|----------|---|---|---|---|-------|---|---|---|----|
| 内  | 勤    | 日  | 結        | 核 | 休 | 暇 | 日 | 欠     | 勤 | 回 | 日 | 時  |
| 出張 | 日額出張 | 日  | 特別<br>休暇 | 公 | 傷 | 病 | 日 | 遅刻・早退 |   | 日 | 時 |    |
|    | 普通出張 | 日  |          | 私 | 傷 | 病 | 日 | 職専免   |   | 日 | 時 |    |
| 研  | 修    | 日  |          | そ | の | 他 | 日 | 時     | 派 | 遣 | 日 |    |
| 年次 | 休暇   | 日時 | 停        |   |   | 職 | 日 | 専従    | 休 | 職 | 日 |    |
| 忌引 | 休暇   | 日  | 傷        | 病 | 休 | 職 | 日 | 部分    | 休 | 業 | 回 | 日時 |
| 産前 | 産後   | 日  | そ        | の | 他 | 休 | 日 | 介     | 護 | 休 | 暇 | 日時 |
| 生理 | 休暇   | 日  | 育        | 児 | 休 | 業 | 日 |       |   |   |   |    |
| 内  | 勤    | 日  | 結        | 核 | 休 | 暇 | 日 | 欠     | 勤 | 回 | 日 | 時  |
| 出張 | 日額出張 | 日  | 特別<br>休暇 | 公 | 傷 | 病 | 日 | 遅刻・早退 |   | 日 | 時 |    |
|    | 普通出張 | 日  |          | 私 | 傷 | 病 | 日 | 職専免   |   | 日 | 時 |    |
| 研  | 修    | 日  |          | そ | の | 他 | 日 | 時     | 派 | 遣 | 日 |    |
| 年次 | 休暇   | 日時 | 停        |   |   | 職 | 日 | 専従    | 休 | 職 | 日 |    |
| 忌引 | 休暇   | 日  | 傷        | 病 | 休 | 職 | 日 | 部分    | 休 | 業 | 回 | 日時 |
| 産前 | 産後   | 日  | そ        | の | 他 | 休 | 日 | 介     | 護 | 休 | 暇 | 日時 |
| 生理 | 休暇   | 日  | 育        | 児 | 休 | 業 | 日 |       |   |   |   |    |
| 内  | 勤    | 日  | 結        | 核 | 休 | 暇 | 日 | 欠     | 勤 | 回 | 日 | 時  |

を

|      |      |    |          |     |      |       |    |
|------|------|----|----------|-----|------|-------|----|
| 出張   | 日額出張 | 日  | 特別<br>休暇 | 公傷病 | 日    | 遅刻・早退 | 日時 |
|      | 普通出張 | 日  |          | 私傷病 | 日    | 職專免   | 日時 |
| 研    | 修    | 日  | その他      | 日時  | 派遣   | 日     |    |
| 年次   | 休暇   | 日時 | 停        | 職   | 日    | 専従休職  | 日  |
| 忌引   | 休暇   | 日  | 傷病休職     | 日   | 部分休業 | 回     | 日時 |
| 産前産後 |      | 日  | その他休職    | 日   | 介護休暇 | 日     | 時  |
| 生理   | 休暇   | 日  | 育児休業     | 日   |      |       |    |

|      |      |    |          |     |      |       |    |    |
|------|------|----|----------|-----|------|-------|----|----|
| 出張   | 日額出張 | 日  | 特別<br>休暇 | 公傷病 | 日    | 欠勤    | 回  | 日時 |
|      | 普通出張 | 日  |          | 私傷病 | 日    | 遅刻・早退 | 日時 |    |
| 研    | 修    | 日  | 停        | 職   | 日    | 派遣    | 日  |    |
| 年次   | 休暇   | 日時 | 傷病休職     | 日   | 専従休職 | 日     |    |    |
| 忌引   | 休暇   | 日  | その他休職    | 日   | 部分休業 | 回     | 日時 |    |
| 産前産後 |      | 日  | 育児休業     | 日   | 介護休暇 | 日     | 時  |    |
| 生理   | 休暇   | 日  | 育児短時間勤務等 | 日   |      |       |    |    |
| 結核   | 休暇   | 日  | 自己啓発等休業  | 日   |      |       |    |    |
| 出張   | 日額出張 | 日  | 特別<br>休暇 | 公傷病 | 日    | 欠勤    | 回  | 日時 |
|      | 普通出張 | 日  |          | 私傷病 | 日    | 遅刻・早退 | 日時 |    |
| 研    | 修    | 日  | その他      | 日時  | 職專免  | 日     | 時  |    |
| 年次   | 休暇   | 日時 | 停        | 職   | 日    | 派遣    | 日  |    |
| 忌引   | 休暇   | 日  | 傷病休職     | 日   | 専従休職 | 日     |    |    |
| 産前産後 |      | 日  | その他休職    | 日   | 部分休業 | 回     | 日時 |    |
| 生理   | 休暇   | 日  | 育児休業     | 日   | 介護休暇 | 日     | 時  |    |
| 結核   | 休暇   | 日  | 育児短時間勤務等 | 日   |      |       |    |    |
| 結核   | 休暇   | 日  | 自己啓発等休業  | 日   |      |       |    |    |
| 出張   | 日額出張 | 日  | 特別<br>休暇 | 公傷病 | 日    | 欠勤    | 回  | 日時 |
|      | 普通出張 | 日  |          | 私傷病 | 日    | 遅刻・早退 | 日時 |    |
| 研    | 修    | 日  | その他      | 日時  | 職專免  | 日     | 時  |    |
| 年次   | 休暇   | 日時 | 停        | 職   | 日    | 派遣    | 日  |    |
| 忌引   | 休暇   | 日  | 傷病休職     | 日   | 専従休職 | 日     |    |    |
| 産前産後 |      | 日  | その他休職    | 日   | 部分休業 | 回     | 日時 |    |
| 生理   | 休暇   | 日  | 育児休業     | 日   | 介護休暇 | 日     | 時  |    |
| 結核   | 休暇   | 日  | 育児短時間勤務等 | 日   |      |       |    |    |
| 結核   | 休暇   | 日  | 自己啓発等休業  | 日   |      |       |    |    |

改める。

附 則

- この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第5号の規定による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県訓令第11号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年 8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び再任用短時間勤務職員」を「及び再任用短時間勤務職員等」に、「再任用短時間勤務職員以外」を「再任用短時間勤務職員等以外」に改める。

第2条第4号中「及び」を「、」に、「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用

短時間勤務職員」を「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」に改める。

「第1節 常勤職員及び再任用短時間勤務職員」を「第1節 常勤職員及び再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条第1項中「職員を」を「職員(任期付短時間勤務職員を除く。)を」に改め、同項第2号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改め、同条第3項中「第6条第3項」を「第6条第3項又は第18条第3項」に改める。

第15条第1項中「)若しくは」を「)」に、「が職務」を「若しくは山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年12月県条例第63号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第2条第1項の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けた職員が職務」に、「第6条」を「第8条、自己啓発等休業条例第9条」に改める。

第28条中「。ただし、当該事故が交通事故の場合にあつては、別記様式第21号の2」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該事故が道路交通法(昭和35年法律第105号)第67条第2項に規定する交通事故若しくは同法第8章の規定により罰金以上の刑が定められている罪に当たるものである場合又は当該所属職員が同法第103条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつた場合にあつては、交通事故(違反)報告書(別記様式第21号の2)により報告しなければならない。

「第2節 再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員」を「第2節 再任用短時間勤務職員等以外の非常勤職員」に改める。

別記様式第4号の2中「第6条第3項」を「第6条第3項(第18条第3項)」に改める。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表中

|     |                                                              |   |
|-----|--------------------------------------------------------------|---|
| 非常勤 | 山形県職員に任命する<br>任期は 年 月 日までとする<br>非常勤とする<br>(職名)を命ずる<br>号給を給する | を |
|-----|--------------------------------------------------------------|---|

|     |                    |                                                                                                                |       |
|-----|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 非常勤 | 任期付短時間勤務職員以外の職員の場合 | 山形県職員に任命する<br>任期は 年 月 日までとする<br>非常勤とする<br>(職名)を命ずる<br>号給を給する                                                   | に改める。 |
|     | 任期付短時間勤務職員の場合      | 山形県職員に任命する<br>(地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項)<br>任期は 年 月 日までとする<br>(職名)を命ずる<br>週 時間勤務とする<br>(給料表名) 級に決定する<br>号給を給する |       |

別記様式第13号の3の注書第3項第1号中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び自己啓発等休業」に改め、同号二中「、ト」を削り、同号中へを削り、トをへとし、同号に次のように加える。

ト 自己啓発等休業の日数

別記様式第21号の2中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

「 交 通 事 故 報 告 書 」

を

「 交 通 事 故 ( 違 反 ) 報 告 書 」

に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

山形県訓令第12号

文化環境部  
健康福祉部  
米沢女子短期大学  
保健医療大学

山形県立の大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

山形県立の大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

山形県立の大学に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程(昭和52年2月県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常勤職員の勤務時間等)」に改め、同条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」に改め、同条第3項中「規程」を「規定」に改め、同条第4項から第11項までを削る。

第5条を第11条とし、第4条の2を第10条とし、第4条を第9条とし、第3条を第8条とし、第2条の次に次の5条を加える。

(育児短時間勤務職員の勤務時間等)

第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(特別の勤務に従事する職員を除く。以下この条において「育児短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前条の規定にかかわらず、1週間について、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、学長が定めるものとする。

2 前項の勤務時間については、土曜日及び日曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において必要に応じ、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い勤務を要しない日を設け、各勤務を要する日において、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、学長が割り振るものとする。

3 前項の場合において、育児短時間勤務職員に休憩時間及び休息時間を与える必要がある場合においては、学長が他の職員との均衡を考慮して定めるものとする。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の勤務時間等)

第4条 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(特別の勤務に従事する職員を除く。)については、前条の規定を準用する。

(再任用短時間勤務職員の勤務時間等)

第5条 条例第3条第2項に規定する再任用短時間勤務職員(特別の勤務に従事する職員を除く。以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で学長が定めるものとする。

2 前項の勤務時間については、4週間ごとの期間につき、土曜日及び日曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において必要に応じ勤務を要しない日を設け、各勤務を要する日において、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で学長が割り振るものとする。

3 前項の場合において、再任用短時間勤務職員に休憩時間及び休息時間を与える必要がある場合においては、学長が他の職員との均衡を考慮して定めるものとする。

(任期付短時間勤務職員の勤務時間等)

第6条 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(特別の勤務に従事する職員を除く。以下この条に

において「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、1週間当たり32時間の範囲内で学長が定めるものとする。

2 前項の勤務時間については、4週間ごとの期間につき、土曜日及び日曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において必要に応じ勤務を要しない日を設け、各勤務を要する日において、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で学長が割り振るものとする。

3 前項の場合において、任期付短時間勤務職員に休憩時間及び休息時間を与える必要がある場合においては、学長が他の職員との均衡を考慮して定めるものとする。

(特別の勤務に従事する職員の勤務時間等)

第7条 学長は、特別の勤務に従事する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについては、4週間ごとの期間について、当該期間内に8日(育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下この条において「育児短時間勤務職員等」という。))、条例第3条第2項に規定する再任用短時間勤務職員(以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。))並びに育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「任期付短時間勤務職員」という。))にあつては、8日以上)の勤務を要しない日を設け、勤務時間を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにして、勤務時間が1週間当たり40時間(次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める勤務時間)となるように定める。

(1) 育児短時間勤務職員等 当該育児短時間勤務職員等について山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。))第19条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される条例第3条第1項ただし書の規定により定めた勤務時間

(2) 再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員について条例第3条第2項の規定により定めた勤務時間

(3) 任期付短時間勤務職員 当該任期付短時間勤務職員について育児休業条例第31条の規定により読み替えて適用される条例第3条第2項の規定により定めた勤務時間

2 学長は、特別の勤務に従事する職員について、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間について、当該期間内に4日以上)の勤務を要しない日を設け、勤務時間を割り振られた日が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにして、勤務時間が1週間当たり40時間(前項各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める勤務時間)となるように勤務を要しない日及び勤務時間の割振りを定めることができる。

3 学長は、特別の勤務に従事する職員につき、勤務時間の途中に、1日の勤務が6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合においては1時間の休憩時間を置かなければならない。

4 学長は、業務の状況により特に必要があると認めるときは、前項に定める休憩時間を延長して与えることができる。

5 学長は、特別の勤務に従事する職員につき、勤務時間のうち4時間につき15分の休息時間を置かなければならない。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

山形県訓令第13号

庁 中  
出 先 機 関

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程(昭和55年11月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「文化環境部の県民文化課若しくは女性青少年政策室」を「文化環境部県民文化課」に改める。

第3条の見出しを「(常勤職員の勤務時間等)」に改める。

第7条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条第1項中「8日( )」を「8日(育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下この条において「育児

短時間勤務職員等」という。)に、「。)」を「。)」並びに育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「任期付短時間勤務職員」という。))に、「再任用短時間勤務職員にあつては、当該再任用短時間勤務職員について条例第2条第2項の規定により定めた」を「次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 育児短時間勤務職員等 当該育児短時間勤務職員等について山形県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年3月県条例第7号。以下「育児休業条例」という。)第17条(育児休業条例第25条第1項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される条例第2条第1項ただし書の規定により定めた勤務時間
- (2) 再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員について条例第2条第2項の規定により定めた勤務時間
- (3) 任期付短時間勤務職員 当該任期付短時間勤務職員について育児休業条例第29条の規定により読み替えて適用される条例第2条第2項の規定により定めた勤務時間

第5条第2項中「再任用短時間勤務職員にあつては、当該再任用短時間勤務職員について条例第2条第2項の規定により定めた」を「前項各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める」に改め、同条を第8条とする。

第4条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(任期付短時間勤務職員の勤務時間等)

第7条 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(特別の勤務に従事する職員を除く。以下この条において「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、1週間当たり32時間の範囲内で所属長が定めるものとする。

2 前項の勤務時間については、4週間ごとの期間につき、土曜日及び日曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において必要に応じ勤務を要しない日を設け、各勤務を要する日において、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で所属長が割り振るものとする。

3 前項の場合において、任期付短時間勤務職員に休憩時間及び休息時間を与える必要がある場合においては、所属長が他の職員との均衡を考慮して定めるものとする。

第3条の次に次の2条を加える。

(育児短時間勤務職員の勤務時間等)

第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(特別の勤務に従事する職員を除く。以下この条において「育児短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前条の規定にかかわらず、1週間について、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、所属長が定めるものとする。

2 前項の勤務時間については、土曜日及び日曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において必要に応じ、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い勤務を要しない日を設け、各勤務を要する日において、午前8時30分から午後5時15分までの範囲内で、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、所属長が割り振るものとする。

3 前項の場合において、育児短時間勤務職員に休憩時間及び休息時間を与える必要がある場合においては、所属長が他の職員との均衡を考慮して定めるものとする。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員の勤務時間等)

第5条 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(特別の勤務に従事する職員を除く。)については、前条の規定を準用する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

## 告 示

山形県告示第285号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称                 | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|---------------------------|----------------|------------|
| 医療法人社団青嵐会 ごとう歯科・矯正歯科クリニック | 山形市旅籠町三丁目5番4号  | 平成20. 1. 1 |
| しのだ歯科医院                   | 同 久保田一丁目8番14号2 | 同 2. 1     |

## 山形県告示第286号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地   | 廃止年月日      |
|-----------|--------------|------------|
| 日下部小児科医院  | 山形市南二番町3番7号  | 平成19.11.30 |
| ゴトウ歯科     | 同 旅籠町三丁目5番4号 | 同 12.31    |

## 山形県告示第287号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称                   | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関の所在地          | 指定年月日      |
|-----------------------------|--------------------------------------------------|---------------------|------------|
| パワーリハビリサービス酒田               | 通所介護<br>介護予防通所介護                                 | 酒田市こあら三丁目1番地の5      | 平成20. 2.27 |
| 医療法人徳洲会徳田山介護センター            | 居宅介護支援                                           | 同 東町一丁目6番地の2        | 同 2.28     |
| デイサービスセンターかほく               | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護                     | 西村山郡河北町谷地字砂田207番地の1 | 同 3. 1     |
| 有限会社シルバークリエイト               | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 酒田市新井田町6番14号        | 同 3. 3     |
| アースサポート株式会社<br>山形在宅サービスセンター | 介護予防訪問入浴<br>介護                                   | 山形市八日町一丁目2番2号       | 同 3. 4     |

## 山形県告示第288号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称               | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-------------------------|--------------------------------------------------|----------------|------------|
| 指定訪問介護事業所愛日荘            | 訪問介護<br>介護予防訪問介護                                 | 山形市大字妙見寺4番地    | 平成19.12.31 |
| アサヒサンクリーン株式会社<br>ぱるびあ天童 | 通所介護<br>介護予防通所介護<br>短期入所生活介護<br>介護予防短期入所<br>生活介護 | 天童市南小畑四丁目9番18号 | 平成20.1.31  |
| あさひ介護支援センター天童           | 居宅介護支援                                           | 同              | 同          |

山形県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 労協センター事業団ヘルパーステーション「わかば」  
 酒田市北新橋二丁目1番16号

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地   |                | 変更年月日     |
|--------------|----------------|-----------|
| 変更前          | 変更後            |           |
| 酒田市本町一丁目4番1号 | 酒田市北新橋二丁目1番16号 | 平成19.1.15 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 デイサービスセンターやすらぎ  
 最上郡真室川町平岡1658番地2

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称  |                | 変更年月日     |
|------------|----------------|-----------|
| 変更前        | 変更後            |           |
| やすらぎ福祉センター | デイサービスセンターやすらぎ | 平成20.1.21 |

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 ふれあい鮭川指定居宅介護支援事業所  
 最上郡真室川町大字平岡1658番地2

(2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地        |                    | 変更年月日    |
|-------------------|--------------------|----------|
| 変更前               | 変更後                |          |
| 最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | 平成20.3.1 |

- 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
 ふれあい鮭川訪問介護事業所  
 最上郡真室川町大字平岡1658番地2  
 (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地        |                    | 変更年月日      |
|-------------------|--------------------|------------|
| 変更前               | 変更後                |            |
| 最上郡鮭川村大字京塚951番地の5 | 最上郡真室川町大字平岡1658番地2 | 平成20. 3. 1 |

山形県告示第290号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第86条において準用する同法第27条第4項の規定により、国民健康保険団体連合会の規約を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成20年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 連合会の名称  
山形県国民健康保険団体連合会
- 2 変更の内容  
連合会の事務所の所在地を「山形市松波四丁目1番15号」から「山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地」に改める。
- 3 変更年月日  
平成20年5月1日

山形県告示第291号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

山形県知事 齋藤 弘

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第102号）」を「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）」に改める。

|       |       |   |       |       |
|-------|-------|---|-------|-------|
| 別表第3中 | 301万円 | を | 460万円 | に改める。 |
|       | 339万円 |   | 498万円 |       |
|       | 377万円 |   | 536万円 |       |
|       | 415万円 |   | 574万円 |       |
|       | 453万円 |   | 612万円 |       |

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。ただし、別表第1第2項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

## 山形県告示第292号

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例（平成19年10月県条例第60号）による改正後の山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第8条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 開館時間及び休館日

| 開館時間            | 休館日                                                                       |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 午前8時30分から午後5時まで | 1 日曜日及び土曜日<br>2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日<br>3 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

## 備考

- 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場については、その使用者が使用の許可を受けた期間中閉館時間及び休館日に関わらず使用することができる。
- 2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室について使用の許可を受けた場合は、土曜日においても当該施設を使用することができる。

## 2 適用期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

## 山形県告示第293号

山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例（平成19年10月県条例第60号）による改正後の山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）第10条第2項の規定により山形県産業創造支援センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 利用料金

## (1) 施設

| 種別及び面積 |           | 利用料金の額   |         |        |
|--------|-----------|----------|---------|--------|
|        |           | 1月につき    | 1日につき   | 1時間につき |
| 研究開発室  | 40平方メートル  | 104,000円 | 3,400円  |        |
|        | 68平方メートル  | 176,800円 | 5,800円  |        |
|        | 81平方メートル  | 210,600円 | 7,000円  |        |
|        | 135平方メートル | 351,000円 | 11,700円 |        |
| 新規創業室  | 40平方メートル  | 60,000円  | 2,000円  |        |
|        | 81平方メートル  | 121,500円 | 4,000円  |        |
| 多目的ホール | 190平方メートル |          |         | 2,200円 |
| 視聴覚室   | 158平方メートル |          |         | 1,800円 |
| 会議室    | 81平方メートル  |          |         | 900円   |

|       |           |        |      |        |
|-------|-----------|--------|------|--------|
|       | 162平方メートル |        |      | 1,800円 |
| 指定駐車場 | 12平方メートル  | 3,000円 | 100円 |        |

備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の使用を月の中途から開始する場合又は月の途中で終了する場合の当該月に係る利用料金の額は、1日につきの利用料金の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。

2 研究開発室又は新規創業室の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

(2) 設備

| 区 分    |              | 単 位    | 金 額                                                     |
|--------|--------------|--------|---------------------------------------------------------|
| 画像制作設備 | ノンリニア編集システム  | 1時間当たり | 5,400円                                                  |
| 出力設備   | カラーレーザープリンタ  | 1枚当たり  | 60円                                                     |
|        | 大型紙対応カラープリンタ |        | 日本工業規格B0の用紙を用いる場合にあっては1,000円、日本工業規格A0の用紙を用いる場合にあっては800円 |

2 適用期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

山形県告示第294号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する種畜証明書を次のとおり交付した。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

| 証明書番号                | 家畜の種類 | 品 種        | 名 前                       | 飼 養 者          |                            |
|----------------------|-------|------------|---------------------------|----------------|----------------------------|
|                      |       |            |                           | 住 所            | 名称（氏名）                     |
| 平 19 山形<br>地 臨 第 3 号 | 豚     | 大ヨークシャー種   | ゼンノーダブル -<br>02 07 - 2044 | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター畜<br>産試験場養豚支場 |
| 平 19 山形<br>地 臨 第 4 号 | 豚     | デュロック<br>種 | ゼンノーデー 01<br>07 - 1699    | 酒田市浜中字八<br>窪 1 | 山形県農業総合研究センター畜<br>産試験場養豚支場 |

山形県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
今野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰53番地
- 3 認可年月日

平成20年3月17日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第296号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 基本測量を実施した地域

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、中山町、西村山郡河北町、西川町、朝日町、大江町、北村山郡大石田町、最上郡金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、東置賜郡高畠町、川西町、西置賜郡小国町、白鷹町、飯豊町、東田川郡三川町、庄内町、飽海郡遊佐町

2 基本測量を実施した期間

平成19年8月15日から平成20年1月15日まで

3 作業の種類

基本測量(精密測地網高度地域基準点測量)作業

山形県告示第297号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 組合の名称

上山市大石三千刈土地区画整理組合

2 事務所の所在地

上山市新丁72番地

3 設立認可の年月日

昭和55年9月1日

4 変更の内容

事業施行期間の延長等

5 変更認可の年月日

平成20年3月28日

山形県告示第298号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 天童山寺公園線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-------------------|---|------|----------|---------|
| 天童市大字原町字岩下上53番2から |   | 旧    | 19.2メートル | 706メートル |
| 同 大字下萩野戸字押堀82番5まで |   |      | 7.6      |         |
| 同                 | 上 | 新    | 24.4メートル | 同上      |
|                   |   |      | 9.6      |         |

## 山形県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 路線名 山形山寺線
- 供用開始の区間 山形市緑町一丁目5番8から  
同 5番29まで  
及び  
山形市緑町一丁目6番5から  
同 葉師町二丁目1734番8まで
- 供用開始の期日 平成20年3月28日

## 山形県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 路線名 天童山寺公園線
- 供用開始の区間 天童市大字原町字岩下上53番2から  
同 大字下萩野戸字押堀82番5まで
- 供用開始の期日 平成20年3月28日

## 山形県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 344号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------------|---|------|----------|---------|
| 最上郡真室川町大字大沢字砂子沢908番1から |   | 旧    | 32.0メートル | 651メートル |
| 同 字古屋敷787番まで           |   |      | 9.0      |         |
| 同                      | 上 | 新    | 37.0メートル | 同上      |
|                        |   |      | 9.0      |         |

山形県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|-------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 最上郡大蔵村大字清水字上竹野5849番から<br>同 3548番1まで | 旧    | 8.0メートル<br>と<br>8.0  | メートル<br>188 |
| 同 上                                 | 新    | 10.0メートル<br>と<br>8.0 | 同 上         |

山形県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 赤坂真室川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|------------------------------------------|------|----------------------|------------|
| 最上郡真室川町大字内町字塩野360番3から<br>同 字上野々村333番35まで | 旧    | 15.0メートル<br>と<br>9.0 | メートル<br>30 |
| 同 上                                      | 新    | 15.0メートル<br>と<br>9.0 | 同 上        |

山形県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字上竹野5849番から  
同 3548番1まで
- 3 供用開始の期日 平成20年3月28日

## 山形県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 板井川下山添線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 鶴岡市上山添字神明前288番から<br>同 丸岡字鳥飼119番4まで | 旧    | 33.6メートル<br>7.0  | メートル<br>826 |
| 同 上                                | 新    | 33.6メートル<br>7.0  | 同 上         |
| 同 上                                |      | 30.8メートル<br>13.0 | メートル<br>897 |

## 山形県告示第306号

昭和39年8月告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込の誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第36条第8項、第47条第2項及び第4項、第52条第3項並びに第54条第1項及び第2項中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセント」に改める。

第2 物件売払契約約款の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第7条第1項中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセント」に改める。

第3 物件購入契約約款の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第13条第1項中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセント」に改める。

第4 印刷物製造請負契約約款の一部を次のように改正する。

第14条第1項、第17条第1項並びに第22条第1項及び第2項中「年3.4パーセント」を「年3.7パーセント」に改める。

## 議 会 関 係

### 訓 令

## 山形県議会訓令第1号

議 会 事 務 局

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

山形県議会議長 阿 部 信 矢

山形県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県議会事務局文書管理規程（昭和42年3月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 電子決裁システム 文書の決裁、保存等を行うための電子情報処理組織をいう。

第4条中第4項を削り、第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、同条第1項中「おく」を「置く」に改め、同項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして、次の3項を加える。

課及び室に文書取扱主任者1名を置く。

2 文書取扱主任者は課長補佐又は室長補佐(これらの者を2名以上置く場合にあつては、課長及び室長が指名する者)をもって充てる。

3 文書取扱主任者は、文書取扱者を指揮監督し、文書の整理及び保存の状況を常に把握し、起案をされた文書(以下「起案文書」という。)を審査し、山形県議会公印規程(昭和37年5月県議会訓令第3号)第7条第4項に規定する公印審査を行い、並びに文書事務の適正なる管理及び運営に努めなければならない。

第7条中第6項を第7項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用して文書の起案をするときは、起案用紙を用いることを要しない。

第9条第1項中「(昭和37年山形県議会訓令第3号)」を削り、同項第2号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第4項に次のただし書を加える。

ただし、電子決裁システムその他の電子情報処理組織により番号を付されるときは、文書発信番号簿を用いることを要しない。

第12条第3項中「文書取扱者」を「文書取扱主任者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、電子決裁システムを使用した決裁文書は、電子決裁システムを使用して、事務内容の別による区分に従い分類し、及び保存するものとする。

第13条第1項中「の各号」を削り、同項ただし書中「必要」を「主務課長は、必要」に改め、「総務課長の承認を得て」を削り、同条第5項中「文書取扱者」を「文書取扱主任者」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 主務課長は、前項ただし書の規定により文書の保存年限を変更したときは、速やかにその旨を総務課長に届け出なければならない。

3 総務課長は、必要があると認めるときは、主務課長に対し文書の保存年限について指示し、又は当該保存年限を変更することができる。

第13条の次に次の1条を加える。

(文書分類表の整備)

第13条の2 主務課長は、第12条第2項に規定する簿冊及び同条第3項の規定による分類に付す標準的な名称(以下「標準簿冊名等」という。)を定めるものとする。

2 主務課長は、標準簿冊名等を系統的に整理した表(以下「文書分類表」という。)を作成するものとする。

3 主務課長は、前項の規定により文書分類表を作成したときは、速やかに当該文書分類表を総務課長に提出しなければならない。

4 総務課長は、必要があると認めるときは、主務課長に対し文書分類表について指示し、又は当該文書分類表を変更することができる。

第14条の次に次の2条を加える。

(文書の移管)

第15条 主務課長は、分掌する事務を分掌しないこととなつたとき(当該事務が廃止されたときを除く。)は、速やかに当該事務を新たに分掌する者に当該事務に係る文書を移管しなければならない。

(文書の管理の特例)

第16条 主務課長は、文書の管理について、第5条から前条までの規定により難しいものがあるときは、あらかじめ総務課長の承認を得て特例を設けることができる。

2 主務課長は、前項の規定により設けた特例を廃止するときは、あらかじめ総務課長にその旨を届け出なければならない。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

## 山形県議会訓令第2号

議会事務局

山形県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

山形県議会議長 阿部 信 矢

山形県議会公印規程の一部を改正する訓令

山形県議会公印規程（昭和37年5月県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の2項を加える。

- 4 第2項の規定にかかわらず、山形県議会事務局文書管理規程（昭和42年3月県議会訓令第1号）第1条の2第4号に規定する電子決裁システムを使用して決裁を受けた文書に公印を使用しようとする者は、同号に規定する電子決裁システムを使用して同訓令第4条第1項に規定する文書取扱主任者の審査を受け、及び当該審査を受けた文書を管理者に呈示して、その確認を受けなければならない。
- 5 前項の審査は、書式、形式及び字句が適正であるかどうかについて行うものとし、同項の確認は、公印を押なす文書が同項の審査を受けたものであるかどうかについて行うものとする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

## 教育委員会関係

### 規 則

指導改善研修に関する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

## 山形県教育委員会規則第3号

指導改善研修に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条の2第5項及び第6項の規定により、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切な教員に対して行う指導改善研修に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において教員とは、県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員のうち、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 県教育委員会の任命に係る職員であること。
  - (2) 教諭、助教諭（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。）及び講師（再任用職員、非常勤職員及び臨時的に任用された職員を除く。）であること。
- 2 この規則において指導が不適切な教員とは、精神疾患等心身の故障以外の理由により、次の各号のいずれかに該当し、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教員であって、研修を受けることによって指導の改善が見込まれるものをいう。
- (1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、学習指導を適切に行うことができないこと。
  - (2) 指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができないこと。
  - (3) 児童等の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生徒指導を適切に行うことができないこと。

（指導状況の把握）

第3条 県立学校及び市町村立学校の校長（以下「校長」という。）は、日常の授業観察等を通じて、所属する教員の指導状況の把握に努めなければならない。

- 2 校長は、所属する教員の指導に課題があると認めた場合には、早期に当該教員に対し、指導、助言その他の支援を行わなければならない。
- 3 県教育委員会及び市町村教育委員会は、各学校における教員の指導状況を把握し、教員に対する評価の客観性

を高めるよう努めなければならない。

（報告）

第4条 市町村立学校の校長は、所属する教員について、指導が不適切な教員に係る観点別評価表（別記様式第1号。以下「評価表」という。）に照らして評価し、学校内の対応だけでは十分な指導の改善が見込まれないと判断した場合には、市町村教育委員会に対して、指導が不適切な教員に関する報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。

（認定申請）

第5条 県立学校の教員又は市町村立学校の教員が、評価表に照らして評価した結果、学校内の対応だけでは十分な指導の改善が見込まれないと判断された場合には、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「申請者」という。）が、県教育委員会に対して、当該教員が指導改善研修を受けることが必要である旨の認定の申請（以下「認定申請」という。）を行うものとする。

(1) 県立学校の教員 当該教員が勤務する学校の校長

(2) 市町村立学校の教員 当該教員が勤務する学校を所管する市町村教育委員会

2 認定申請は、指導が不適切な教員認定申請書（別記様式第3号）により行うものとする。

（指導主事等への意見聴取）

第6条 校長が認定申請又は報告を行おうとする場合において、必要があると認める場合は、県教育委員会又は市町村教育委員会に対して、指導主事等の学校訪問を求め、指導が不適切な教員に関する意見を聴くことができる。

（指導が不適切な教員であることの認定等）

第7条 県教育委員会は、認定申請に対して、法第25条の2第1項の規定により、当該認定申請に係る教員について指導が不適切な教員であると認定し、指導改善研修の内容を決定した場合は、指導が不適切な教員の認定及び研修内容等決定通知書（別記様式第4号）により、決定内容を申請者に通知するものとする。

2 県教育委員会は、指導が不適切な教員ではないと認定した場合で、当該認定に係る教員に対して、学校内における研修を実施する必要があると認められるときは、その旨を当該決定と併せて申請者に通知するものとする。

3 県教育委員会は、前2項の規定による認定をしようとするときは、当該認定申請に係る教員から書面により意見を聴取するとともに、第10条に規定する審査会の意見を聴かななければならない。

（指導改善研修の内容等）

第8条 指導改善研修の内容は、次の表の左欄に掲げる認定区分に応じ、同表の中欄に掲げるとおりとし、その期間は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 認定区分  | 研 修 内 容                | 期 間   |
|-------|------------------------|-------|
| 不適切認定 | 山形県教育センターにおける短期の指導改善研修 | 6か月程度 |
| 不適切認定 | 山形県教育センターにおける長期の指導改善研修 | 1年間   |

2 県教育委員会は、法第25条の2第3項の規定により、第2条第2項各号に掲げる区分に応じ、指導改善研修に関する計画書（別記様式第5号）を作成するものとする。

3 県教育委員会は、指導改善研修の実施中、研修を受けている教員の指導の改善の程度についての変化等を適切に記録しなければならない。

4 前3項に掲げるもののほか、指導改善研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（指導の改善の程度に関する認定）

第9条 県教育委員会は、指導改善研修が終了した場合は、法第25条の2第4項の規定により、指導の改善の程度に関する認定を行い、指導の改善の程度に関する認定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、指導の改善の程度は、次の表の左欄に掲げる認定区分に応じ、同表の中欄に掲げるとおりとし、その対応は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 認定区分 | 指導の改善の程度                                                  | 対応               |
|------|-----------------------------------------------------------|------------------|
| 改善認定 | 指導が改善し、児童等に対して適切に指導を行える程度                                 | 学校へ復帰            |
| 改善認定 | 児童等に対する指導が不適切であるが、指導改善研修を引き続き行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度 | 法第25条の2第2項に基づく措置 |
| 改善認定 | 児童等に対する指導が不適切であり、適切に指導を行える程度まで改善する余地がない程度                 | 法第25条の3に基づく措置    |

2 県教育委員会は、前項の規定による認定をしようとするときは、当該認定申請に係る教員から書面により意見を聴取するとともに、次条に規定する審査会の意見を聴かなければならない。

3 県教育委員会は、前項の規定により審査会の意見を聴く場合は、第8条第3項に定める研修の実施記録を審査会に提出するものとする。

(審査会の設置及び組織)

第10条 県教育委員会は、法第25条の2第5項の規定により意見聴取を行うため、指導改善研修判定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員若干名をもって組織する。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 審査の対象となる教員は、審査会の会議に出席し、委員に対して意見を述べるものとする。

5 前4項に掲げるもののほか、審査会に関し必要な事項は別に定める。

(対象となる教員への説明等)

第11条 校長は、第4条及び第5条第1項の規定による報告又は認定申請を行う場合は、対象となる教員に対して、指導が不適切であると判断する理由を説明しなければならない。

2 市町村教育委員会は、第7条第1項若しくは第2項又は第9条第1項に規定する通知を受けた場合は、対象となる教員及び当該教員が勤務する学校の校長に対して、速やかに通知しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、指導改善研修に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記  
様式第1号

指導が不適切な教員に係る観点別評価表

|     |  |          |        |    |                    |          |  |
|-----|--|----------|--------|----|--------------------|----------|--|
| 学校名 |  | 職名<br>氏名 | 男<br>女 | 年齢 | 担当学年<br>及び<br>担当教科 | 校務<br>分掌 |  |
|-----|--|----------|--------|----|--------------------|----------|--|

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 学校で配慮していること<br>や指導している状況<br>の概要 |  |
|---------------------------------|--|

| 観<br>点                               | 評 価 項 目 | 具体的な事実行為                    | 指導・援助等の状況 | 問題の<br>程度<br>× |
|--------------------------------------|---------|-----------------------------|-----------|----------------|
| 1<br>教科に<br>関する<br>専門的<br>知識・<br>技術等 | (1)     | 教科に関する専門的知識や技術が不足している       |           |                |
|                                      | (2)     | 指導計画の素案や指導案を作ることができない       |           |                |
|                                      | (3)     | 教材研究を行わない。指導や教材選択の工夫が見られない  |           |                |
|                                      | (4)     | 適切な試験問題を作成したり評価したりすることができない |           |                |
|                                      | (5)     | その他                         |           |                |
|                                      |         | 観点別評価（A～D）                  | 所見        | 備考             |
| 2<br>指<br>導<br>方<br>法                | (1)     | 児童生徒の実態を無視した指導を行う           |           |                |
|                                      | (2)     | 授業の進め方に一貫性、計画性がない           |           |                |
|                                      | (3)     | 児童生徒の学力を考えずに指導する            |           |                |
|                                      | (4)     | 教科・資料等授業に必要な準備を行わない         |           |                |
|                                      | (5)     | その他                         |           |                |
|                                      |         | 観点別評価（A～D）                  | 所見        | 備考             |

| 観点           | 評価項目       | 具体的な事実行為                  | 指導・援助等の状況 | 問題の程度<br>× |
|--------------|------------|---------------------------|-----------|------------|
| 3<br>児童・生徒理解 | (1)        | 児童生徒の問題行動や学級の状況に適切に対応できない |           |            |
|              | (2)        | 児童生徒の意欲や自主性を引き出すことができない   |           |            |
|              | (3)        | 人権を無視した、問題のある行動をする        |           |            |
|              | (4)        | その他                       |           |            |
|              | 観点別評価（A～D） | 所見                        | 備考        | 評価         |

記載者

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 学 校 名 | 職 名 | 氏 名 |
|       |     | 印   |

記入にあたって

- ・ 全ての評価項目について記入することを原則とするが、実態に合わない場合は記入しない。
- ・ 各観点の観点別評価及び所見は必ず記入する。
- ・ 欄が不足の場合は、必要に応じて行を増やしてもかまわない。

様式第2号

第 号  
年 月 日

市町村教育委員会 殿

市町村立学校長 印

## 指導が不適切な教員に関する報告書

このことについて、指導改善研修に関する規則第4条の規定により、下記のとおり指導が不適切な教員を報告いたします。

## 記

## 1 該当教員

|       |  |    |     |    |  |
|-------|--|----|-----|----|--|
| 学 校 名 |  |    |     |    |  |
| 職 名   |  |    |     |    |  |
| 氏 名   |  | 性別 | 男 女 | 年齢 |  |

## 2 指導が不適切な教員に該当する理由

## 3 その他特記事項

- (注) 1 指導が不適切な教員に係る観点別評価表（別記様式第1号）を添付すること。  
2 その他参考となる資料があれば添付すること。

様式第3号

第 号  
年 月 日

山形県教育委員会 殿

市町村教育委員会 印  
県立 学校長 印

## 指導が不適切な教員認定申請書

このことについて、指導改善研修に関する規則第5条第1項の規定により、下記のとおり指導が不適切な教員の認定を申請します。

## 記

## 1 該当教員

|       |  |    |     |    |  |
|-------|--|----|-----|----|--|
| 学 校 名 |  |    |     |    |  |
| 職 名   |  |    |     |    |  |
| 氏 名   |  | 性別 | 男 女 | 年齢 |  |

## 2 指導が不適切な教員の認定を申請する理由

## 3 その他特記事項

- (注) 1 指導が不適切な教員に係る観点別評価表(別記様式第1号)を添付すること。  
2 市町村教育委員会にあっては、校長の意見書を添付すること。  
3 その他参考となる資料があれば添付すること。

様式第4号

第 号  
年 月 日

市町村教育委員会 印

県立 学校長 印

山形県教育委員会 印

## 指導が不適切な教員の認定及び研修内容等決定通知書

このことについて、下記のとおり認定し、指導改善研修等の内容を決定したので、指導改善研修に関する規則第7条第1項の規定により通知します。

## 記

## 1 該当教員

|       |  |    |     |    |  |
|-------|--|----|-----|----|--|
| 学 校 名 |  |    |     |    |  |
| 職 名   |  |    |     |    |  |
| 氏 名   |  | 性別 | 男 女 | 年齢 |  |

## 2 認定結果

## 3 指導改善研修の内容

|         |  |
|---------|--|
| 認 定 区 分 |  |
|---------|--|

## 4 その他



様式第6号

第 号  
年 月 日市町村教育委員会 殿  
県立 学校長 殿

山形県教育委員会 印

## 指導の改善の程度に関する認定通知書

このことについて、下記のとおり指導の改善の程度に関する認定をしたので、指導改善研修に関する規則第9条第1項の規定により通知します。

## 記

## 1 該当教員

|       |  |    |     |    |
|-------|--|----|-----|----|
| 学 校 名 |  |    |     |    |
| 職 名   |  |    |     |    |
| 氏 名   |  | 性別 | 男 女 | 年齢 |

## 2 指導の改善の程度

|         |  |
|---------|--|
| 認 定 区 分 |  |
|---------|--|

## 3 その他

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

山形県教育委員会  
委員長 石坂 公成

## 山形県教育委員会規則第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則（平成15年4月県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 県教育委員会は、該当県費負担教職員が教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条の3の規定により、指導の改善が不十分で、なお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認定された者である場合は、前項の規定による確認を省略することができる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 公安委員会関係

### 告 示

#### 山形県公安委員会告示第2号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、山形県暴力追放運動推進センターから次のとおり変更する旨の届出があった。

平成20年3月28日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一

- 届出をした者の氏名又は名称  
財団法人山形県暴力追放運動推進センター
- 変更内容

| 変更に係る事項 | 変 更 前   | 変 更 後   |
|---------|---------|---------|
| 代表者の氏名  | 半 田 春 吉 | 遠 藤 涼 一 |

- 変更年月日  
平成20年4月1日

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第3号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程等の一部を改正する規程  
（山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部改正）

第1条 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「（以下「特定任期付職員」という。）」を削る。

第2条の3第2項中「職員に」を「職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に」に、「とする」を「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号。以下「就業規程」という。）第9条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員にあつてはその額に就業規程第9条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の表の中欄に掲げる職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、企業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める額とする。

第2条の4中「企業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第5条の3第1項中「とする」を「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務職員以外の職員であつて、勤務開始等の日において育児短時間勤務職員であつたもの前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を勤務開始等の日における算出率で除して得た額及び勤務開始等の日に受けていた」とする。
- (2) 育児短時間勤務職員であつて、勤務開始等の日において育児短時間勤務職員以外の職員であつたもの前項中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、「給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員であつて、勤務開始等の日において育児短時間勤務職員であつたもの前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を勤務開始等の日における算出率で除して得た額に現に受ける給料に係る算出率を乗じて得た額及び勤務開始等の日に受けていた」とする。

第5条の4中「山形県企業局就業規程(昭和43年4月県企業管理規程第2号。以下「就業規程」という。)」を「就業規程」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

#### 第7条及び第8条 削除

第9条の見出し中「支給範囲」を「期末手当及び勤勉手当の支給範囲」に改め、同条第3号中「育児休業」を「育児休業法第2条第1項に規定する育児休業」に改め、「第7条第7項及び第8条第5項の規定に該当する」を「管理者が別に定める」に改める。

附則第2項中「平成17年4月1日から平成20年3月31日まで」を「平成20年4月1日から平成23年3月31日まで」に、「100分の13」を「100分の18」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 前項各号に掲げる職員に対する第5条の3第3項の規定の適用については、管理者が別に定めるところによる。



(山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程(平成19年4月県企業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしている職員にあっては、その額に山形県企業局就業規程(昭和43年4月県企業管理規程第2号)第9条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)に」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第4号

山形県企業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県企業局職員旅費支給規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員旅費支給規程(昭和41年12月県企業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「企業職員」を「企業職員及びその遺族(以下「職員等」という。)」に改める。

第2条を次のように改める。

(旅費の支給)

第2条 職員等の旅費の支給については、県職員等の旅費に関する条例(昭和26年10月県条例第48号)の適用を受ける職員のうち、知事の事務部局の職員の例による。

第3条を削る。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形県企業局職員旅費支給規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

## 山形県企業管理規程第5号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

山形県企業管理者 遠藤 克二

## 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程(昭和43年4月県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第9条第2項を次のように改める。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、1週間について、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、所属長が定めるものとする。

第9条第10項中「第7項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、同条第7項中「前4項」を「前5項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に、「第2項」を「第2項から第4項まで」に、「勤務時間」を「それぞれの勤務時間」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「前4項」を「前各項」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に、「第2項」を「第2項から第4項まで」に、「勤務時間」を「それぞれの勤務時間」に、「設け」を「設け、かつ」に、「前項」を「前3項」に、「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「管理者は、再任用短時間勤務職員について前項」を「所属長は、短時間勤務職員について、第5項」に、「設け」を「設けることができるものとし」に、「前項の」を「同項の」に、「関わらず、前項」を「かかわらず、同項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第3項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 所属長は、育児短時間勤務職員等について、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、前項に規定する勤務を要しない日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において勤務を要しない日を設けるものとし、勤務時間の開始及び終了の時刻を、同項の規定にかかわらず、各勤務を要する日において、同項に規定する時間の範囲内で定めるものとする。

第9条第2項の次に次の2項を加える。

3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で所属長が定めるものとする。

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、1週間当たり32時間までの範囲内で所属長が定めるものとする。

第10条第1項中「から第4項まで」を「及び第5項」に改め、同項第2号中「(再任用短時間勤務職員で休憩時間が与えられない場合にあっては、別に定める時間)」を削り、同条第2項中「第9条第5項から第7項まで」を「第9条第8項から第10項まで」に改め、同条に次の1項を加える。

6 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員に休憩時間及び休息時間を与える必要がある場合においては、所属長が他の職員との均衡を考慮して定めるものとする。

第11条中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改め、同条第5号口中「管理者」を「企業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第12条の見出し中「申請等」を「承認の請求等」に改め、同条第1項中「の請求」を「の承認の請求」に改め、同条第4項中「育児休業している」を「育児休業をしている」に改め、同項第4号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第12条の3第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 育児短時間勤務職員等

第12条の3第3項第1号中「第43条」を「当該部分休業をしている職員が第43条」に改め、同項第2号中「休職若しくは」を「当該部分休業をしている職員が休職又は」に改め、同項第3号中「部分休業」を「当該部分休業」に改め、同項第4号中「部分休業」を「当該部分休業」に、「職員」を「当該職員」に改め、同条第4項中「部分休業している」を「部分休業をしている」に、「認める」を「認められる」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 部分休業をしている職員について当該部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするることとな

つたこと。

第12条の4第1項中「職員は」を「職員は、業務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の業務に関する能力の向上に資すると認められるときは」に改める。

第14条中「業務のため必要があるときは」を「管理者は、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には」に、「により勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日若しくは休日に勤務させることがある」を「により、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、育児短時間勤務職員等に対しては、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項の規定による勤務を命じなければ業務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、同項の規定による勤務を命ずることができるものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 育児短時間勤務職員等に対しては、宿日直勤務を命じようとする時間帯に、当該宿日直勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該宿日直勤務を命ずることができない場合に限り、当該宿日直勤務を命ずることができるものとする。

第40条第1項第2号中「の再任用短時間勤務職員」を「の育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である職員（以下「斉一型短時間勤務職員」という。）20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日（第9条第5項から第9項までの規定により勤務が割り振られた日をいう。以下同じ。）の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

ロ 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外の職員（以下「不斉一型短時間勤務職員」という。）160時間に1週間当たりの勤務時間を40時間で除した数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間（4週間ごとの勤務時間を4週間ごとの勤務日数で除して得た時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。以下同じ。）を1日として日に換算して得た日数

第40条第1項第3号イ中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同号ロ中「以下同じ。」を「以下同じ。」又は任期付短時間勤務職員」に改め、同条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とする。第40条の次に次の4条を加える。

第40条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては前条第1項第1号又は第2号に掲げる日数（以下この項において「付与日数」という。）に次条の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数（以下この項において「繰越日数」という。）を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

(1) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合、勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は

育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

2 前項の規定により年次有給休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次有給休暇の日数が当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数とする。

(年次有給休暇の繰越し)

第40条の3 前2条の年次有給休暇(この条の規定により繰り越されたものを除く。)は、一の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数(当該残日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

(臨時的任用職員の年次有給休暇の日数)

第40条の4 第40条及び前条の規定にかかわらず、臨時的に任用される職員(以下「臨時的任用職員」という。)の年次有給休暇は、一の任期ごとにおける休暇とし、その日数は、一の任期において、次に掲げる臨時的任用職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号に掲げる臨時的任用職員以外の臨時的任用職員 20日に臨時的任用職員となつた日の属する月から起算した在职期間の月数(以下この号において「在职月数」という。)を12で除して得た数を乗じて得た日数(当該日数に1日未満の端数があるときは、これを1日とした日数。以下この号において「基準日数」という。)。ただし、当該臨時的任用職員の任用が更新された場合における当該更新の日以後の在职期間に係る日数にあつては、その者の在职月数が当該更新後の任用によりその者が臨時的任用職員として在職すべきこととなる全期間の月数であつたものとした場合における基準日数から、当該更新の日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数
- (2) 臨時的任用職員又は非常勤職員であつた者であつて引き続き新たに臨時的任用職員となつたもの 臨時的任用職員又は非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたもの及び前号に掲げる職員との権衡を考慮して、管理者が定める日数

(年次有給休暇の単位)

第40条の5 年次有給休暇の単位は1日又は1時間とする。ただし、不斉一型短時間勤務職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

2 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもつて1日とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間
- (2) 第11条第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数
- イ 第11条第1号 4時間
  - ロ 第11条第2号 5時間
  - ハ 第11条第3号 8時間
  - ニ 第11条第4号 1日当たりの平均勤務時間の時間数
- (3) 斉一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち斉一型短時間勤務職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
- (4) 不斉一型短時間勤務職員(第2号に掲げる職員のうち不斉一型短時間勤務職員を除く。) 1日当たりの平均勤務時間の時間数

第45条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」に改める。

第67条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

別記様式第4号中

|    |      |    |          |   |       |   |   |         |   |   |   |   |
|----|------|----|----------|---|-------|---|---|---------|---|---|---|---|
| 内  | 勤    | 日  | 結        | 核 | 休     | 暇 | 日 | 欠       | 勤 | 回 | 日 | 時 |
| 出張 | 日額出張 | 日  | 特別<br>休暇 | 公 | 傷     | 病 | 日 | 遅刻・早退   |   | 日 | 時 |   |
|    | 普通出張 | 日  |          | 私 | 傷     | 病 | 日 | 職 専 免   |   | 日 | 時 |   |
| 研  | 修    | 日  | そ        | の | 他     | 日 | 時 | 派       | 遣 |   | 日 |   |
| 年次 | 休暇   | 日時 | 停        |   | 職     | 日 |   | 専 従 休 職 |   |   | 日 |   |
| 忌引 | 休暇   | 日  | 傷        | 病 | 休 職   | 日 |   | 部 分 休 業 |   | 回 | 日 | 時 |
| 産前 | 産後   | 日  | そ        | の | 他 休 職 | 日 |   | 介 護 休 暇 |   |   | 日 | 時 |
| 生理 | 休暇   | 日  | 育        | 児 | 休 業   | 日 |   |         |   |   |   |   |
| 内  | 勤    | 日  | 結        | 核 | 休     | 暇 | 日 | 欠       | 勤 | 回 | 日 | 時 |
| 出張 | 日額出張 | 日  | 特別<br>休暇 | 公 | 傷     | 病 | 日 | 遅刻・早退   |   | 日 | 時 |   |
|    | 普通出張 | 日  |          | 私 | 傷     | 病 | 日 | 職 専 免   |   | 日 | 時 |   |
| 研  | 修    | 日  | そ        | の | 他     | 日 | 時 | 派       | 遣 |   | 日 |   |
| 年次 | 休暇   | 日時 | 停        |   | 職     | 日 |   | 専 従 休 職 |   |   | 日 |   |
| 忌引 | 休暇   | 日  | 傷        | 病 | 休 職   | 日 |   | 部 分 休 業 |   | 回 | 日 | 時 |
| 産前 | 産後   | 日  | そ        | の | 他 休 職 | 日 |   | 介 護 休 暇 |   |   | 日 | 時 |
| 生理 | 休暇   | 日  | 育        | 児 | 休 業   | 日 |   |         |   |   |   |   |
| 内  | 勤    | 日  | 結        | 核 | 休     | 暇 | 日 | 欠       | 勤 | 回 | 日 | 時 |
| 出張 | 日額出張 | 日  | 特別<br>休暇 | 公 | 傷     | 病 | 日 | 遅刻・早退   |   | 日 | 時 |   |
|    | 普通出張 | 日  |          | 私 | 傷     | 病 | 日 | 職 専 免   |   | 日 | 時 |   |
| 研  | 修    | 日  | そ        | の | 他     | 日 | 時 | 派       | 遣 |   | 日 |   |
| 年次 | 休暇   | 日時 | 停        |   | 職     | 日 |   | 専 従 休 職 |   |   | 日 |   |
| 忌引 | 休暇   | 日  | 傷        | 病 | 休 職   | 日 |   | 部 分 休 業 |   | 回 | 日 | 時 |
| 産前 | 産後   | 日  | そ        | の | 他 休 職 | 日 |   | 介 護 休 暇 |   |   | 日 | 時 |
| 生理 | 休暇   | 日  | 育        | 児 | 休 業   | 日 |   |         |   |   |   |   |

を

|    |    |    |          |   |        |   |   |         |   |   |   |   |
|----|----|----|----------|---|--------|---|---|---------|---|---|---|---|
| 内  | 勤  | 日  | 特別<br>休暇 | 公 | 傷      | 病 | 日 | 自己啓発等休業 |   | 日 |   |   |
| 出  | 張  | 日  |          | 私 | 傷      | 病 | 日 | 欠       | 勤 | 回 | 日 | 時 |
| 研  | 修  | 日  | そ        | の | 他      | 日 | 時 | 遅刻・早退   |   | 日 | 時 |   |
| 年次 | 休暇 | 日時 | 停        |   | 職      | 日 |   | 職 専 免   |   | 日 | 時 |   |
| 忌引 | 休暇 | 日  | 傷        | 病 | 休 職    | 日 |   | 派       | 遣 |   | 日 |   |
| 産前 | 産後 | 日  | そ        | の | 他 休 職  | 日 |   | 専 従 休 職 |   |   | 日 |   |
| 生理 | 休暇 | 日  | 育        | 児 | 休 業    | 日 |   | 部 分 休 業 |   | 回 | 日 | 時 |
| 結核 | 休暇 | 日  | 育        | 児 | 短時間勤務等 | 日 |   | 介 護 休 暇 |   |   | 日 | 時 |
| 内  | 勤  | 日  | 特別<br>休暇 | 公 | 傷      | 病 | 日 | 自己啓発等休業 |   | 日 |   |   |
| 出  | 張  | 日  |          | 私 | 傷      | 病 | 日 | 欠       | 勤 | 回 | 日 | 時 |
| 研  | 修  | 日  | そ        | の | 他      | 日 | 時 | 遅刻・早退   |   | 日 | 時 |   |
| 年次 | 休暇 | 日時 | 停        |   | 職      | 日 |   | 職 専 免   |   | 日 | 時 |   |
| 忌引 | 休暇 | 日  | 傷        | 病 | 休 職    | 日 |   | 派       | 遣 |   | 日 |   |
| 産前 | 産後 | 日  | そ        | の | 他 休 職  | 日 |   | 専 従 休 職 |   |   | 日 |   |
| 生理 | 休暇 | 日  | 育        | 児 | 休 業    | 日 |   | 部 分 休 業 |   | 回 | 日 | 時 |
| 結核 | 休暇 | 日  | 育        | 児 | 短時間勤務等 | 日 |   | 介 護 休 暇 |   |   | 日 | 時 |
| 内  | 勤  | 日  | 特別<br>休暇 | 公 | 傷      | 病 | 日 | 自己啓発等休業 |   | 日 |   |   |
| 出  | 張  | 日  |          | 私 | 傷      | 病 | 日 | 欠       | 勤 | 回 | 日 | 時 |
| 研  | 修  | 日  | そ        | の | 他      | 日 | 時 | 遅刻・早退   |   | 日 | 時 |   |
| 年次 | 休暇 | 日時 | 停        |   | 職      | 日 |   | 職 専 免   |   | 日 | 時 |   |
| 忌引 | 休暇 | 日  | 傷        | 病 | 休 職    | 日 |   | 派       | 遣 |   | 日 |   |
| 産前 | 産後 | 日  | そ        | の | 他 休 職  | 日 |   | 専 従 休 職 |   |   | 日 |   |
| 生理 | 休暇 | 日  | 育        | 児 | 休 業    | 日 |   | 部 分 休 業 |   | 回 | 日 | 時 |
| 結核 | 休暇 | 日  | 育        | 児 | 短時間勤務等 | 日 |   | 介 護 休 暇 |   |   | 日 | 時 |

に

改める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第4号の規定による用紙でこの規程の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第3号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

#### 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程(平成15年3月県病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

本則の表死体検案料の項中「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」を「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」に改め、同表受託検査及びレントゲン撮影料の項中「及び第4部」を「第4部及び第13部」に改め、同表の備考第2項中「第110条第7項」を「第110条第3項」に、「老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)」に、「老人保健法(」を「高齢者の医療の確保に関する法律(」に、「第31条の3第2項」を「第76条第2項」に改め、同備考第3項中「第110条第7項」を「第110条第3項」に、「老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準」に、「老人保健法第31条の3第2項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第76条第2項」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 公 告

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第10条第3項の規定により山形県感染症予防計画を変更したので、その計画書を健康福祉部保健業務課及び各保健所において縦覧に供する。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                       |                                        |                                        |                                        | 摘要     |                                        |
|--------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|
|              |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を超え<br>153,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え<br>200,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え<br>200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え<br>238,000円<br>以下の者 |        | 収入が238,000円<br>を超え<br>268,000円<br>以下の者 |
| 県営鈴川第二アパート3号 | 山形市鈴川町三丁目17-25   | 3K   | 44.4                          | 1    | 一般用 | 12,300                  | 14,900                                | 17,600                                 | 19,700                                 | 19,700                                 | 19,700 | 3月分の家賃に相当する額                           |
| 同南山形アパート1号   | 同 南松原一丁目9-5      | 3DK  | 63.1                          | 1    | 同   | 23,000                  | 27,900                                | 32,900                                 | 38,000                                 | 43,900                                 | 50,400 |                                        |
| 同南山形アパート5号   | 同 9-6            | 同    | 64.8                          | 1    | 同   | 23,900                  | 29,000                                | 34,300                                 | 39,600                                 | 45,700                                 | 52,500 |                                        |
| 同宮町アパート1号    | 同 宮町二丁目8-23      | 同    | 66.5                          | 1    | 同   | 22,600                  | 27,400                                | 32,500                                 | 37,500                                 | 43,100                                 | 43,100 |                                        |
| 同深町アパート3号    | 同 深町一丁目7-27      | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 23,100                  | 28,100                                | 33,200                                 | 38,300                                 | 44,200                                 | 45,000 |                                        |
| 同鶯ヶ袋アパート2号   | 上山市旭町二丁目7-2      | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,000                  | 17,000                                | 20,100                                 | 23,100                                 | 26,700                                 | 30,700 |                                        |
| 同天童南部アパート3号  | 天童市南町三丁目8-3      | 3LDK | 79.9                          | 1    | 同   | 29,500                  | 35,800                                | 42,300                                 | 48,800                                 | 56,400                                 | 64,700 |                                        |
| 同南寒河江アパート    | 寒河江市大字高屋字西浦100-5 | 3DK  | 64.2                          | 1    | 同   | 18,000                  | 21,900                                | 25,900                                 | 29,900                                 | 34,500                                 | 39,700 |                                        |
| 同塩水アパート1号    | 寒河江市大字寒河江字塩水46-1 | 2DK  | 57.0                          | 1    | 同   | 19,500                  | 23,700                                | 28,000                                 | 32,300                                 | 37,300                                 | 42,800 | 単身可                                    |
| 同東根中央アパート    | 東根市中央四丁目3-2      | 3DK  | 62.6                          | 1    | 同   | 19,200                  | 23,300                                | 27,600                                 | 31,900                                 | 36,800                                 | 42,300 |                                        |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成20年4月3日~同月9日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM6:00)  
(ただし、郵送の場合は、平成20年4月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成20年6月1日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、微物分析装置及び顕微分光装置の賃貸借及び保

守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年3月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室(1階)
- (2) 日 時 平成20年4月28日(月) 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び役務の名称及び数量  
微物分析装置及び顕微分光装置の賃貸借及び保守 一式
- (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成20年8月1日から平成30年7月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価のうち8か月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者でないこと。
- (2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該賃貸借物品に関し、確実なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部科学捜査研究所 電話番号023(626)0110

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書、3の(4)に係る証明書、納入計画書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成20年4月10日(木)午後4時までに提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行       | 誤              | 正                           |
|------------|------------|-----|---------|----------------|-----------------------------|
| 平成20. 3.18 | 第1926号     | 355 | 19      | 鶴岡市都市計画駐車場     | 鶴岡都市計画駐車場                   |
| 同          | 同          | 364 | 下から11行目 | 第23条第1号から第6号まで | 第23条第1号から第4号まで、<br>第6号及び第7号 |
| 同          | 同          | 同   | 下から7行目  | 第23条第7号        | 第23条第5号                     |